

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和7年4月1日適用

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1か月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1か月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	24,300	810	200	280	330	1,110	時 価 (通勤定期券等)
青 森	23,400	780	200	270	310	1,040	
岩 手	23,400	780	200	270	310	1,110	
宮 城	23,400	780	200	270	310	1,520	
秋 田	23,700	790	200	280	310	1,110	
山 形	24,000	800	200	280	320	1,250	
福 島	23,400	780	200	270	310	1,200	
茨 城	23,400	780	200	270	310	1,340	
栃 木	23,400	780	200	270	310	1,320	
群 馬	23,100	770	190	270	310	1,280	
埼 玉	23,400	780	200	270	310	1,810	
千 葉	23,700	790	200	280	310	1,760	
東 京	24,300	810	200	280	330	2,830	
神奈川	24,300	810	200	280	330	2,150	
新 潟	23,700	790	200	280	310	1,360	
富 山	24,300	810	200	280	330	1,290	
石 川	24,300	810	200	280	330	1,340	
福 井	24,300	810	200	280	330	1,220	
山 梨	23,400	780	200	270	310	1,260	
長 野	22,800	760	190	270	300	1,250	
岐 阜	23,100	770	190	270	310	1,230	
静 岡	23,100	770	190	270	310	1,460	
愛 知	23,400	780	200	270	310	1,560	
三 重	23,700	790	200	280	310	1,260	
滋 賀	23,700	790	200	280	310	1,410	
京 都	24,000	800	200	280	320	1,810	
大 阪	23,700	790	200	280	310	1,780	
兵 庫	23,700	790	200	280	310	1,580	
奈 良	23,100	770	190	270	310	1,310	
和歌山	23,700	790	200	280	310	1,170	
鳥 取	24,300	810	200	280	330	1,190	
島 根	24,300	810	200	280	330	1,150	
岡 山	24,000	800	200	280	320	1,360	
広 島	24,000	800	200	280	320	1,410	
山 口	24,000	800	200	280	320	1,140	
徳 島	23,700	790	200	280	310	1,160	
香 川	23,700	790	200	280	310	1,210	
愛 媛	23,700	790	200	280	310	1,130	
高 知	24,000	800	200	280	320	1,130	
福 岡	23,400	780	200	270	310	1,430	
佐 賀	23,100	770	190	270	310	1,170	
長 崎	24,000	800	200	280	320	1,150	
熊 本	24,000	800	200	280	320	1,150	
大 分	23,400	780	200	270	310	1,170	
宮 崎	22,800	760	190	270	300	1,080	
鹿児島	23,100	770	190	270	310	1,110	
沖 縄	25,200	840	210	290	340	1,290	

※朱書の額は令和7年度から変更されます。

- 1 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地(常時勤務する場所)が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 2 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合、その価額を「時価」とします。
- 3 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 4 〈食事〉…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 5 〈住宅〉…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象:居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分(玄関、台所、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)

●洋間は広さを畳敷きに換算(畳1畳1.65㎡) ●ダイニングキッチン等は台所部分を除き換算